

<p>託事業実績報告書の提出を受けているが、財務規則第122条に定める検査調査書の作成等が行われていなかった。</p>	<p>書の提出を受け検査等は行っていたが、その後には支払等の事務がなかったため、財務規則第122条に基づく検査調査書を作成するという認識がなかった。 (今後の対応策等) 前金払いの際の事務処理について、実績報告書等の提出があり検査等を行った場合には、検査済みの旨記載した文書等を作成する。</p>
---	--

<p>監査対象所属 総務部 財産管理課 監査対象期間 平成27年度 監査実施日 平成28年7月28日、8月29日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 警備委託契約において、契約保証金を免除していたが、契約書に契約保証金免除条項及び契約解除に関連する違約金条項が設けられていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 長期継続契約であったため、長年同じ契約書を使用し、契約更新時においても見直しをしていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに契約相手方と変更契約を行い、契約解除に係る違約金条項を追加した。なお、契約保証金条項については、既に契約が締結されており、変更契約により契約条項に追加する必要性が乏しいことから、次回契約更新時に出納局管理課が示している標準契約書の様式に改めていく。 今後の契約更新に当たっては、契約内容の見直しを適宜行うよう、職員に周知徹底を図る。</p>
<p>(発見) 1件 (財産1)</p> <p>1) 普通財産の貸付料の算定については、契約自由の原則に基づいて行っており、算定基準が定められていないことが今年度の定例監査で明らかとなった。 取扱いの公平性と県民への説明責任の観点から、契約自由の原則も考慮しつつ、普通財産の貸付料の算定基準を定めることを検討されたい。</p>	<p>1) (今後の対応策等) 普通財産の貸付けは、私法上の契約であるため、個々のケースに合わせ、貸付条件や貸付料を決定しているところである。一律的な算定基準の整備については、他県の整備状況を調査の上、基準を定めた場合の既存契約及び既存契約更新時の影響等も考慮しながら検討していく。</p>

<p>監査対象所属 総務部 行政経営管理課 監査対象期間 平成27年度 監査実施日 平成28年7月27日、8月29日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (物品1)</p> <p>1) 総合的行政文書管理システム用サーバ機器等について、財務規則第168条に定めらる占有物品受入調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) リース契約の際に、物品調達管理システムにおける占有物品の処理について失念してい</p>

<p>た。また、丁合機・紙挿え機について、占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>た。 (今後の対応策等) 直ちに物品調達管理システム上での占有物品の全ての登録を確認するとともに、占有物品受入調書及び占有物品払出調書を作成し処理した。 今後は、リース契約の都度、物品調達管理システム上の処理が行われるよう、課内職員に周知徹底を図った。</p>
<p>(発見) 1件 (物品1)</p> <p>1) 山梨県公印規程第5条第2項では、第8条第1項に規定する管守責任者(課長等)は、公印保管台帳を備え、公印について作成、改刻又は廃止の経過を明らかにしておかなければならないと定めているにもかかわらず、今年度の監査において公印保管台帳を備えていなかった所属や改刻又は廃止の経過を記載していない所属が認められた。 また、改刻又は廃止により使用しなくなった公印があるときは不用公印を行政経営管理課長に送付すること等は定められているが、公印保管台帳の取扱いや保存期間等については定めていない。 公印保管台帳の取扱い等の事務について明確に定めるよう公印規程等を検討された。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 山梨県公印規程の内容について、周知されていなかった部分があると考えられる。 (今後の対応策等) 公印を管守している全所属を対象とした公印管守状況調査を実施し、公印保管台帳の整備を始め、公印の扱いに関する各所属における留意点を周知した(公印保管台帳について、該当する全所属から整備された旨の回答を得た)。 今後は、2年に1回程度、公印管守状況調査を実施し、定期的に公印規程に基づく公印の扱いに関する各所属における留意点の周知を図っていく。 また、不用公印に係る公印保管台帳の取扱い等について、公印規程の改正を行った。</p>

<p>監査対象所属 総務部 市町村課 監査対象期間 平成27年度 監査実施日 平成28年8月5日、8月29日</p>	<p>監査の結果 謹じた措置</p>
<p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 占有期間が経過した占有物品について、財務規則第168条に定めらる占有物品払出調書が作成されていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 住民基本台帳ネットワークの窓口用業務端末機器等及び県議会議員選挙における投票速報関係パソコンのリースを行った際に、財務規則第168条に定めらる占有物品受入調書並びに払出調書の作成を失念していた。 (今後の対応策等) 指導後、速やかに当該物品の占有物品受入調書及び払出調書の作成を行った。今後は、留意事項として引継書に記載するなどし、財務規則に則して適正な事務処理に努める。</p>
<p>2) 前金払とした「明るい選挙推進事業委託契約」において、事業終了後の事業完了報告書への履行確認の記載がなかった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 委託契約終了日に担当者が履行確認を行ったものの事業完了報告書への履行確認の記載を失念していた。</p>

(今後の対応策等) 指導後、速やかに事業完了報告書へ履行確認の記載を行った。今後は、留意事項として引継書に記述するなどし、財務規則に則して適正な事務処理に努める。
--

監査対象所属	総務部 情報政策課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月29日、8月29日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 2件 (物品1、契約1)</p> <p>1) 平成28年3月に購入した郵便切手について、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿が作成されていなかった。</p> <p>2) 業務委託の単価契約書の記載内容に、不備な点が次のとおりあった。 ① 予定数量の記載がなかった。(3件) ② 契約解除に関する違約金条項の記載が、単価契約のものとなっていなかった。(5件)</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 当該切手を購入後、直ちに全部使用し、残がないことから、作成の必要がないものと錯誤したため。 (今後の対応策等) 平成28年度から、財務規則第243条に規定する郵便切手類受払簿を作成する。</p> <p>2) (発生原因の検証結果) ① ア 予定数量の記載を失念したため。 イ 積算の関係から、予定数量が整数とならないものがあるため、記載していなかった。 ② 通常の業務委託契約書の記載を流用したため、契約解除に関する違約金条項の記載が単価契約のものとなっていなかったものがあった。 (今後の対応策等) ① ア 平成28年度の契約について、契約相手先と協議のうえ変更契約を行うとともに、平成29年度の契約から適正な取扱いを行う。 イ 平成28年度の契約について、整数とならないものも含め予定数量を記載し、契約相手先と協議のうえ変更契約を行うとともに、平成29年度の契約から適正な取扱いを行う。 ② 平成28年度の契約について、契約相手先と協議のうえ変更契約を行うとともに、平成29年度の契約から適正な取扱いを行う。 なお、監査実施後に契約した業務委託については、契約解除に関する違約金条項の記載を単価契約のものとした。</p>

監査対象所属	防災局 防災危機管理課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月7日、8月2日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 平成27年関東・東北豪雨に係る保健師派遣に要した経費の請求 平成27年度 先数 1件 1,032,647円 ※納期限を出納閉鎖日に設定したことにより、出納閉鎖日に県外の金融機関には払い込まれていたものの、指定金融機関・指定代理金融機関でなかったため、県の歳入となった日が出納閉鎖日後となり、収入未済となった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 平成28年5月24日に、本県への支払事務を行う茨城県の担当者に、処理状況を確認したところ、その日に処理したことであったが、茨城県内の銀行に入金された日が、5月31日であった。 県外からの送金であったため、収納処理に時間を要し、本県の財務会計システムのデータにおいて収納となったのが、出納閉鎖日の6月7日となっていました。 (今後の対応策等) 他県で発生した災害への応援を行った場合は、2月頃から、応援に行った県と連絡をとり、経費の請求手続を早めに行えるように準備する。 また、県外からの入金の収納には時間を要するので、その日数を見込んで、納期限を早めに設定するとともに、相手方の県との連絡を密にとり、入金日の確認を行うなど、適正な事務処理を行う。</p>

監査対象所属	防災局 消防保安課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月7日、8月2日

監査の結果	講じた措置
<p>(指導事項) 1件 (契約1)</p> <p>1) 電気工事士免状作成等業務委託契約書について、次のとおり不備があった。 ① 単価契約であるが、予定数量が記載されている別紙仕様書が添付されていなかった。 ② 記名押印欄に組合名が記載されていたなかった。 ③ 契約保証金を納付していたが、第4条第1項において「ただし、山梨県財務規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する」とし、不要な内容の規定が記載されていた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ① 契約書第1条(委託業務) 第2項に「前項の免状業務の実施方法等は、別紙「電気工事士免状作成等業務委託仕様書」に定めらる」とおりとする。」と記載されており、これをもって事務的には契約書に添付するまでの必要がないと解釈してしまっただけである。 ② 契約書を作成する際の単純な記載漏れである。 ③ 入札執行向いに契約書(案)を添付する段階では、落札者が財務規則第109条に規定される契約保証金を支払う業者か、支払わない業者かは不明なので当然にこの規定を記載するが、落札者が契約保証金を支</p>

	<p>払ふ必要があるため契約締結時に必要のない規定を契約書から省くべきだったにもかかわらず、不注意によりそのまま記載していたためである。 (今後の対応策等) いずれも財務に関する知識不足とケアlessnessから発生したもので、今後は適正な事務処理に努める。</p>
--	---

監査対象所属	福祉保健部 福祉保健総務課 (監査指導室)
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月5日、8月8日

<p>(指導事項) 2件 (給与2)</p> <p>1) 扶養手当において、満16歳の年度初めから5千円加算されている扶養親族について、扶養親族簿による認定・確認が行われていないまま支給されていた。また、22歳に達したことにより支給要件を喪失した扶養親族について、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 人給システム及び給与明細から該当職員の手当額が増額になっていることを確認したものの、扶養親族簿への記載を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 該当する職員の扶養手当額については再度確認を行い、増額時期及び手当額について間違いがないことを確認した。 今後は、担当職員だけではなく、担当内の他の職員も扶養手当制度に対する理解を深め、年度当初には手当額が加算となる職員がいることを認識し、担当職員が忘れていた場合でも、他の職員が気を配ることににより、扶養親族簿への認定・確認結果を記載することを忘れないようにする。 また、加算対象となる子がいる職員については、4月になって速やかに認定ができるよう、年度が切り替わって多忙になる前の3月中に対象職員の洗い出しを行い、4月になってからスムーズに認定ができる体制を整えておく。</p>
---	--

<p>2) 児童手当の支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了していたが、児童手当事務取扱要領第10条に定める台帳への消滅事由及び消滅年月日の記入がされていなかった。また、支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。</p>	<p>2) (発生原因の検証結果) 受給者には改定額を口頭で連絡したが、児童手当事務取扱要領に定める支給事由消滅通知書の交付を失念してしまつた。 (今後の対応策等) 該当する職員については、児童手当事務取扱要領に定める支給事由消滅通知書の交付を行った。 今後は、4月になって速やかに支給事由消滅通知書の交付ができるよう、年度が切り替わって多忙になる前の3月中に対象職員の洗い出しを行えるよう体制を整えておく。</p>
--	--

監査対象所属	福祉保健部 健康長寿推進課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月1日、8月8日

<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①高齢者居室等整備資金償還金 過年度分 先数 14件 13,808,430円 ②高齢者居室等整備資金利子収入 過年度分 先数 14件 2,208,758円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 滞納している借受人14名に係る債権は、全て過年度分で償還期限(10年)を超過しており、借受人、連帯保証人やその相続人には経済的に困難している者も多く、未収金の回収が進んでいない。 このうち、最も古いもの(昭和53年3月貸付け)は償還期限から既に28年以上が経過しており、最も新しいもの(平成5年11月貸付け)でも償還期限から13年以上が経過しているため、借受人や連帯保証人の死亡によりその相続人が債務者になるなど債権管理が複雑・困難化している。 (今後の対応策等) 収入未済の解消に向け、貸付金の徴収事務を委託している団体と共同で、滞納者及びその連帯保証人に対する催告状の送付、電話による償還依頼及び滞納状況のヒアリングなどを実施し、早期の償還を働きかけていく。 今後も引き続き適切な債権管理を行い、収入未済の解消に向けた取組を進めていく。</p>
---	--

<p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①児童福祉施設投入所児童保護者負担金 過年度分 19,843,330円 平成27年度分 4,968,614円 合計 先数 160件 24,811,944円 ②雑入(児童入所施設等措置費過払い金返還金) 過年度分 先数 2件 108,440円 ③雑入(児童扶養手当の過払い等の返納金) 過年度分 4,524,970円 平成27年度分 49,120円 合計 先数 20件 4,574,090円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 現在収入未済の回収のため、次の措置を継続実施している。 ・電話による納入指導 ・文書による納入指導 ・訪問による納入指導 ・債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ・個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等 ・滞納処分のための財産調査(児童入所施設保護者負担金に限る) ・各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催(母子父子寡婦福祉</p>
---	--

監査対象所属	福祉保健部 子育て支援課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月1日、8月8日

<p>監査の結果</p>	<p>講じた措置</p>
--------------	--------------

〔母子父子寡婦福祉資金特別会計〕
 ①母子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 先数 6件 2,644,087円
 ②母子福祉資金貸付金償還金利息
 過年度分 先数 1件 66,273円
 ③母子福祉資金貸付金違約金
 過年度分 104,346円
 平成27年度分 5,864円
 合計 先数 4件 110,210円
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金
 過年度分 25,500円
 平成27年度分 61,200円
 合計 先数 1件 86,700円

資金に限る)

今後とも収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。

○平成28年度収納額
 (平成28年11月末時点)

〔一般会計〕

①児童入所施設保護者負担金
 過年度分 1,062,543円
 平成27年度分 603,945円
 合計 先数 40件 1,666,488円

②雑入(児童入所施設等措置費過払い金返還金)
 なし

③雑入(児童扶養手当の過払い等の返納金)
 過年度分 248,190円
 平成27年度分 49,120円
 合計 先数 11件 297,310円

〔母子父子寡婦福祉資金特別会計〕

①母子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 先数 3件 64,300円
 ②母子福祉資金貸付金償還金利息
 なし

③母子福祉資金貸付金違約金
 過年度分 なし
 平成27年度分 先数 1件 5,864円

④寡婦福祉資金貸付金償還金
 過年度分 先数 1件 20,400円
 平成27年度分 なし

2) (発生原因の検証結果)

完成届は作成されていたが、提出されていなかった。
 また、交付要綱に定める提出書類と提出された書類との確認を失念してしまった。
 (今後の対応策等)
 直ちに完成届を受け取った。今後は、補助金交付要綱に基づき事務手続が適切に行われるよう、提出書類の一覧表を作成し再発防止に努める。

〔母子父子寡婦福祉資金特別会計〕
 ①母子福祉資金貸付金償還金
 過年度分 先数 6件 2,644,087円
 ②母子福祉資金貸付金償還金利息
 過年度分 先数 1件 66,273円
 ③母子福祉資金貸付金違約金
 過年度分 104,346円
 平成27年度分 5,864円
 合計 先数 4件 110,210円
 ④寡婦福祉資金貸付金償還金
 過年度分 25,500円
 平成27年度分 61,200円
 合計 先数 1件 86,700円

監査対象所属	福祉保健部 障害福祉課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月30日、8月8日
監査の結果	議じた措置
(指導事項) 2件(収入1、物品1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①児童措置費負担金 過年度分 128,460円	1) (今後の対応策等) ①児童措置費負担金 当該負担金は、児童福祉法に基づき施設に児童を入所させる措置を行ったことに伴

平成27年度分 139,790円
 合計 先数 1件 268,250円
 ②児童福祉総務費負担金
 (短期入所食費負担分)
 過年度分 先数 3件 26,412円
 ③児童福祉総務費負担金
 (心身障害者扶養共済掛金)
 過年度分 1,496,000円
 平成27年度分 18,800円
 合計 先数 7件 1,514,800円
 ④心身障害者扶養共済年金返還金
 過年度分 先数 1件 140,000円
 ⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金
 過年度分 先数 14件 14,078,930円
 ⑥在宅重度心身障害者居室整備資金利息収入
 過年度分 先数 14件 1,979,200円
 ⑦重度心身障害者医療費貸与金償還金元金
 過年度分 101,466円
 平成27年度分 1,339,282円
 合計 先数 33件 1,440,748円
 ⑧重度心身障害者医療費貸与金償還金延滞金
 平成27年度分 先数 2件 752円

う、保護者からの負担金であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。

滞納者に対し、納付の依頼を行っており、過年度分より順次納付をする同意を得ている。今後とも納付が遅延しないよう、毎月、納付を求めていく。

○平成28年度収納額
 (平成28年11月末時点)
 過年度分 先数 1件 40,260円
 平成27年度分 なし

②児童福祉総務費負担金

当該負担金は、平成4～14年度の間の、旧制度による施設への短期入所事業に伴う食事代であるが、保護者の収入の減少などから、負担金の納付が遅延している。
 文書、電話などにより、引き続き納付を求めていく。

③児童福祉総務費負担金

当該負担金は、山梨県心身障害者扶養共済の加入者が、掛金として毎月納入するものであるが、加入者の収入が減少したこと等により、掛金が納入されず、滞納となっている。
 滞納している加入者や家族に対して、文書や電話により督促を行うことや、加入者の死亡によって年金受給者に支給される年金を当該未納額と相殺することなどにより、今後とも未収金の回収に努めていく。
 ○平成28年度収納額
 (平成28年11月末時点)
 過年度分 先数 3件 546,100円
 平成27年度分 なし

④心身障害者扶養共済年金返還金

当該負担金は、年金受給権者が死亡したが、届出がされなかったため、過払いとなった年金の返還金である。年金管理者に返還するよう通知を送付しているが、納められていない状況である。
 引き続き通知による督促や自宅訪問などにより、返還を求めていく。

⑤在宅重度心身障害者居室整備資金償還金

当該償還金は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するための貸付けを受けた借受人からの償還金(元金)である。借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。

事務の委託をしている団体とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。

○平成28年度収納額
(平成28年11月末時点)
過年度分 先数4件 294,330円

⑧在宅重度心身障害者居室整備資金利子収入
当該利子収入は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例に基づき、重度心身障害者の居室等を整備するため貸付けを受けた借受人からの償還金(利子収入)である。

借受人の収入の減少や、借受人の死亡等により滞っている状況である。事務の委託をしている団体とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。

○平成28年度収納額
(平成28年11月末時点)
過年度分 先数4件 31,920円

⑦重度心身障害者医療費貸与金償還金元金
当該貸付金は、重度心身障害者医療費助成金受給者へ医療機関等の受診に必要な医療費を事前に貸し付けるものである。

実際にかかった医療費が貸付金より少額であった場合には、受給者へ納入通知書を送付して納付を求めているが、一部の受給者は別の用途に使ったなどの理由から、貸付金の償還が遅延している。

滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、計 613,846円の償還があった。

滞納が残る14件については、引き続き上記方法により、未収金の回収を行っている。

○平成28年度収納額
(平成28年11月末時点)
過年度分 21,466円
平成27年度分 592,380円
合計 先数19件 613,846円

⑨重度心身障害者医療費貸与金償還金延滞金
滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、収入未済は全て解消された。

○平成28年度収納額
(平成28年11月末時点)
平成27年度分 先数2件 752円

2) ひきこもり相談業務用レンタルパソコンに関して、財務規則第168条に定める占有物品受入調査及び占有物品払出調査が作成されていたなかった。	2) (発生源の検証結果) 短期間でパソコンを用意しなければならず、調査の作成を失念した。 (今後の対応策等) 占有物品受入調査及び占有物品払出調査を適正に作成するとともに、同じ事項が発生しないよう、適正な物品管理について課員へ周知徹底した。
--	--

監査対象所属	福祉保健部 医務課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月4日、8月8日

監査の結果

(指導事項) 4件(収入1、支出1、物品2) 1) 歳入について、次とおり収入未済があった。

①看護職員修学資金貸付金償還金
過年度分 3,229,500円
平成27年度分 406,000円
合計 先数 14件 3,635,500円

②医師修学資金貸付金償還金
過年度分 先数 1件 1,570,000円

講じた措置

1) (今後の対応策等)
①看護職員修学資金貸付金償還金
収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困難者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因と思われる。収入未済の回収のため、次の措置を継続実施している。

- ・電話や文書による催告
- ・随戸訪問による納入指導
- ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付)
- ・連帯保証人からの回収

また、返還方法が密口納付に限られ、日中なかなか金融機関に向けないなどの理由によって滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を本年度も推進し納付環境の充実を図った。

今後も債権管理の適正化を図り、収入未済の回収に努める。

○平成28年度収納額
(平成28年11月末時点)
過年度分 521,000円
平成27年度分 228,000円
合計 先数 6件 749,000円

②医師修学資金貸付金償還金
当該未収金の債務者は、平成27年に多重債務により、破産手続を開始し、同年12月に破産免責許可決定がなされた。

さらに、連帯保証人である兄と父について、兄については、自己破産手続が行われると同時に即時廃止となり免責許可が決定され、また、父についても現在破産手続中であり、免責許可決定がされることが濃厚である。

	(今後の対応策等) 指導のあった物品については、指導後速やかに占有物品受入調書の作成を行った。今後は、占有物品払出調書及び占有物品受入調書の目的を理解し、財務規則に即して適正な事務の執行に努める。
--	---

監査対象所属	森林環境部 森林環境総務課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月24日、7月28日

監査の結果
講じた措置

(指導事項) 2件 (給与2)	1) (発生日直) 職員本人が勤務状況システムに入力し、所属で決裁を行う。そのデータを幹事課の担当者が人事給与システムに入力する。本件は、所属での決裁時及び幹事課での人事給与システム入力時、実務担当者が誤りに気付かず発生したものである。 (今後の対応策等) 今後手当の入力時には、複数職員で確認することを徹底した。
-----------------	---

2) (傷病休暇) より月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。	2) (発生日直) 本件は、傷病休暇中の職員等を把握している人事担当者、通勤手当支給の実務担当者との連絡不足により発生したものである。 (今後の対応策等) 今後、傷病休暇等で月の全てを勤務しない職員がいる場合は、人事担当者の実務担当者で連絡を密にすることとした。
---	---

監査対象所属	森林環境部 大気水質保全課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年6月21日、7月28日

監査の結果
講じた措置

(指導事項) 2件 (収入1、支出1)	1) (発生日直) 平成25年11月25日に大気自動計測器の製造販売業者3社と和解が成立 [和解内容] ・A社：契約金額の30% (588万4,200円) ・B社：契約金額の30% (126万円) ・C社：契約金額の20% (107万9,400円)を7年の分割弁済 [弁済の状況] A社とB社は、一括弁済完了。 C社は7年(年1回)の分割弁済となった。
---------------------	---

1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
大気常時監視自動計測器の製造販売業者による独占禁止法違反事件に関する損害賠償請求	
過年度分 先数 1件 600,000円	

監査対象所属	福祉保健部 衛生業務課
監査対象期間	平成27年度
監査実施日	平成28年7月5日、8月8日

監査の結果	講じた措置
1) (発生日直) 当該貸借物品について、再リースを行う際に財務規則第168条に定める占有物品払出調書は作成したが、占有物品受入調書の作成を失念していた。	

者・債務者の保証人の破産免責許可によって、未収金157万円を回収できない事態が想定され、その場合、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。
2) (発生日直) 前任者からの業務引継ぎ後、実務担当者が年度終了実績報告書提出に係るスケジュールの管理ができていなかった。
(今後の対応策等)
直ちに補助事業者から年度終了実績報告書の提出を受けた。
今後は、繰越事業に係る書類提出時期等のスケジュール管理を徹底し、再発防止を図っていく。

3) (発生日直) 准看護師試験協議会の当番事務局として、昨年度のみパソコンをリースしたところであるが、占有物品の管理についての認識不足から、その受入れ及び払出しの手続を怠ってしまった。
(今後の対応策等)
物品の管理に当たっては、財務規則等に規定する手続の周知を図り、適正な管理に努める。

4) (発生日直) 例年実施される備品の現品確認において、既に行われていないことを失念していたため、担当者間において、上記事項の引継ぎがなされず、棄却時に直ちに物品返納書を作成すべきところを作成できていなかった。
(今後の対応策等)
備品管理を所管する担当者は限られているため、棄却・保管転換時には、物品返納書を作成すること等を明記した引継書類を作成するとともに、当該事務に関係する法令や規則等を担当者間で共有し、再発防止に努める。

4) (発生日直) 財務規則第151条関係運用通知による備品の現品確認を行い、帳簿と現品とに相違があることを確認していたが、返納等の処理を行っていなかった。

<p>2) 平成27年度一般水準測量調査業務委託の支出負担行為の同一について、出納局会計課長への合議がされていなかった。</p>	<p>おり、毎年期限内に弁済されている。(平成25年、平成26年、平成27年分は弁済完了、平成28年分については平成28年11月16日納付書を送付済) (今後の対応策等) 平成31年まで支払いが續くことから、賠償金が支払われるよう毎年納付書を送付する等事務処理を適切に行うとともに、ホームページで産業状況を確認する等、不測の事態に備え監視を続けていく。 2) (発生原因の検証結果) 合議区分の確認を行わず、前年度と同様の手続を行っていた。 (今後の対応策等) 直ちに課内職員に支出負担行為の同一合議区分表を配布し、周知を図った。 今後は、合議区分に基づき事務手続が適切に行われるよう、課内職員に周知徹底を図り、再発防止に努める。</p>
--	---

<p>監査対象所属 森林環境部 環境整備課</p>	
<p>監査対象期間 平成27年度</p>	
<p>監査実施日 平成28年6月17日、7月28日</p>	<p>議じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 過年度分 先数 3件 198,722,057円 ②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金 平成27年度分 先数 10件 2,175,000円</p>	<p>1) (今後の対応策等) ①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用 ○ 過年度分のうち「日向処分場事件」については、債務者が1法人1個人である。うち法人は事業を行っておらず、休眠状態で資産も無い。個人は、現在、行方不明であるため所在確認中である。 昨年度は、法人・個人の住民票や戸籍、法人登記簿の取得による現状調査に加え、個人の債務者については、元の勤務先、内縁の妻の住所を訪問し、情報収集・情報提供を依頼した。また、県外の不動産の財産調査を行った。 今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。 ○ 過年度分のうち「大月市内不法投棄事件」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明であるため所在確認中である。 昨年度は、住民票・戸籍の取得による現状調査に加え、債務者の姉妹を訪問聴取し、情報収集・情報提供を依頼した。</p>

<p>監査対象所属 森林環境部 みどり自然課</p>	<p>今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。 ②廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金 平成27年度分の行政代執行撤去費用延滞金については、債務者は3法人7個人であり、3法人5個人から分割納付での納付、2個人からの債務承認を得ている。 今後は、分割納付を行っている3法人5個人については、毎月の納付状況を注視し、遅延無く納付させるとともに、債務承認を得ている2個人については早急な納付を促し、債権回収に努める。</p>
----------------------------	--

<p>監査対象所属 森林環境部 森林整備課</p>	
<p>監査対象期間 平成27年度</p>	
<p>監査実施日 平成28年6月21日、7月28日</p>	<p>議じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (財産1) 1) 借受財産について、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める以下の移動報告が行われていなかった。 ①鳥獣センサー敷地の土地借受契約の継続更新 ②ハケ岳自然ふれあいセンター建物の借受料の年額変更 ③ハケ岳自然ふれあいセンター水路敷地の借受契約</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 借受財産の契約変更、継続更新、借受料の年額変更の際に、公有財産に関する移動報告を行うことを把握していなかったため、移動報告を行っていなかった。 (今後の対応策等) 直ちに公有財産に関する移動報告を行った。 今後は、当該事務が不定期かつ毎年度発生する事務ではなく、借受財産の状況によっては一度も経験することなく異動していく担当者が発生する可能性もあることから、引継ぎを確実に行うとともに課内職員に周知徹底し、再発防止に努める。</p>

<p>監査対象所属 森林環境部 森林整備課</p>	
<p>監査対象期間 平成27年度</p>	
<p>監査実施日 平成28年6月22日、7月28日</p>	<p>議じた措置</p>
<p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 雑入(土砂の不法投棄に係る不当利得の返還請求) 過年度分 先数 1件 33,286,050円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほかに、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応しているところである。 強制的な措置が可能な公法上の債権については、平成28年2月に信用金庫への出資金の払戻請求を行ったほか、今後は平成28年</p>